

○保留地の取得により必要となる税金/その他経費

三原市都市部土地区画整理課

令和5年4月1日時点

項目	説明	金額・税率等	お問合せ先																																
□入札保証金	<ul style="list-style-type: none"> 保留地の入札者が落札したとき、何らかの理由により「契約を締結しない」ときの違約金として納付す担保金です。 入札後において不落の場合及び契約締結後返金となります。 	<ul style="list-style-type: none"> 入札物件の5%です。 市が指定した日（入札日の1週間程度前）までに入札保証金の納付をいただくこととなります。 	土地区画整理課整備係 三原市本郷南六丁目3番10号 市役所本郷支所内 																																
□契約保証金	<ul style="list-style-type: none"> 保留地の契約において契約上の義務の履行を確保するための担保金です。 売買契約締結後、契約金額に充当となります。 	<ul style="list-style-type: none"> 決定通知日より15日以内に三原市が発行する納入通知書により契約保証金を納入してください。なお、契約保証金は、契約金額の100分の10以上です。 	☎ 0848 (86) 1115 (直通) ☎ 0848 (86) 4184 																																
□印紙税 (国税)	<ul style="list-style-type: none"> 土地売買契約をする方が、契約書に収入印紙を添付することで納める税金です。 ※建築工事費に係る印紙税は別途必要となります。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>不動産売買金額</th> <th>税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円超 500万円以下</td> <td>1千円</td> </tr> <tr> <td>500万円超 1,000万円以下</td> <td>5千円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超 5,000万円以下</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>	不動産売買金額	税額	100万円超 500万円以下	1千円	500万円超 1,000万円以下	5千円	1,000万円超 5,000万円以下	1万円	三原税務署 三原市宮沖二丁目12番1号 																								
不動産売買金額	税額																																		
100万円超 500万円以下	1千円																																		
500万円超 1,000万円以下	5千円																																		
1,000万円超 5,000万円以下	1万円																																		
□登録免許税 (国税)	<ul style="list-style-type: none"> 土地や建物の所有権を登記する方が納める税金です。 実際の所有権移転の登記は換地処分後に行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 税額は、取得した土地の価格（固定資産税評価額）に税率をかけた額です。 不動産の評価額の1,000分の20です。 登記に要する登録免許税は買受者の負担となります。 	☎ 0848 (62) 3131 (代表) 																																
□不動産取得税 (県税)	<ul style="list-style-type: none"> 土地や家屋を取得した方が、土地や家屋が所在する都道府県に納める税金です。 	<ul style="list-style-type: none"> 税額は土地や家屋の価格（固定資産税評価額）の3.0%です。 	広島県東部県税事務所尾道分室 尾道市古浜町26-12 ☎ 0848 (25) 2011 (代表) 																																
□固定資産税 (市町村税)	<ul style="list-style-type: none"> 毎年1月1日現在、土地や家屋を所有している方が市町村に収める税金です。 	<ul style="list-style-type: none"> 三原市の税額は、固定資産課税台帳に登録された価格（課税標準額）の1.4%です。 	資産税課資産税係 三原市港町三丁目5番1号 市役所本庁舎2階 																																
□都市計画税 (市町村税)	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用にあてるために、目的税として課税されるものです。 	<ul style="list-style-type: none"> 三原市の税額は、固定資産課税台帳に登録された価格（課税標準額）の0.3%です。 	☎ 0848 (67) 6032 (直通) ☎ 0848 (67) 5934 																																
□上水道加入金	<ul style="list-style-type: none"> 上水道の新規申し込みについて加入金が必要となります。 水道の新設工事については、指定給水装置工事事業者が工事の施工に必要な書類を作成し、加入者に代わって水道広域連合企業団に申請して承認を受けます。 新設や改造するときは、設計審査手数料が必要です。 工事が完成した場合は、水道広域連合企業団職員により工事が適正に行われているか確認に向きます。この検査については、完成検査手数料が必要となります。 公道等に給水管を埋設、撤去する際に道路占用許可申請確認手数料が必要な場合もあります。 詳しいお問い合わせは、広島県水道広域連合企業団 三原事務所 業務課料金係へお問い合わせください。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">加入金</th> </tr> <tr> <th>口径</th> <th>加入金(消費税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>66,000円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>132,000円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>198,000円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>660,000円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">工事設計審査手数料</th> </tr> <tr> <th>口径</th> <th>設計審査手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25mm以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>40mm・50mm</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>75mm以上</td> <td>9,000円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">工事完成検査手数料</th> </tr> <tr> <th>口径</th> <th>完成検査手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25mm以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>40mm・50mm</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>75mm以上</td> <td>9,000円</td> </tr> </tbody> </table>	加入金		口径	加入金(消費税込)	13mm	66,000円	20mm	132,000円	25mm	198,000円	40mm	660,000円	工事設計審査手数料		口径	設計審査手数料	25mm以下	2,000円	40mm・50mm	5,000円	75mm以上	9,000円	工事完成検査手数料		口径	完成検査手数料	25mm以下	2,000円	40mm・50mm	5,000円	75mm以上	9,000円	広島県水道広域連合企業団 三原事務所 三原市西野五丁目14番1号 ○水道料金に関するお問合せ 業務課料金係 ☎ 0848 (64) 2243 (直通) ☎ 0848 (64) 2135 ○工事に関するお問合せ 工務維持課給水係 ☎ 0848 (64) 2294 (直通) 
加入金																																			
口径	加入金(消費税込)																																		
13mm	66,000円																																		
20mm	132,000円																																		
25mm	198,000円																																		
40mm	660,000円																																		
工事設計審査手数料																																			
口径	設計審査手数料																																		
25mm以下	2,000円																																		
40mm・50mm	5,000円																																		
75mm以上	9,000円																																		
工事完成検査手数料																																			
口径	完成検査手数料																																		
25mm以下	2,000円																																		
40mm・50mm	5,000円																																		
75mm以上	9,000円																																		
□下水道負担金	<ul style="list-style-type: none"> 下水道整備によって、環境衛生の向上、土地の利便性の増加等による利益を受ける方（受益者）に建設費の一部を負担していただく制度が受益者負担金・分担金制度です。 詳しいお問い合わせは、三原市都市部下水道整備課へお問い合わせください。 	<ul style="list-style-type: none"> 賦課対象区域内の土地の面積に1平方メートルあたり600円を乗じて得た額が負担金・分担金となります。 負担金・分担金は12回（年4回で3年間）に分割して納めていただくことになっています。 負担金・分担金を各年度の第1期にまとめて納めていただくと一括納付報奨金が交付されます。したがって結果的には、まとめて納付していただく負担金・分担金が安くなったのと同じこととなります。 詳しいお問い合わせは、三原市都市部下水道整備課へお問い合わせください。 	下水道整備課 三原市港町三丁目5番1号 市役所本庁舎5階 ○下水道料金に関するお問合せ 普及促進係 ☎ 0848 (67) 6049 (直通) ☎ 0848 (64) 6057 ○工事に関するお問合せ 建設維持係 ☎ 0848 (67) 6124 (直通) 																																